

## 目次

前文	
第1章 総則(第1条)	
第2章 議会と議員の活動原則(第2条・第3条)	
第3章 町民と議会の関係(第4条)	
第4章 議会と町長等の関係(第5条―第9条)	
第5章 議会運営と議会機能の発揮(第10条―第11条)	
第6章 議会改革の推進(第12条)	
第7章 議会事務局の体制整備(第13条)	
第8章 議員の政治倫理及び待遇(第14条―第17条)	
第9章 最高規範性及び見直し(第18条・第19条)	
第10章 補則(第20条)	
附則	

地方分権の進展に伴い、自治体における民主主義の促進と町民福祉の向上への責務は、ますます大きくなってきている。

明和町民(以下「町民」という。)から選挙で選ばれた議員により構成される明和町議会(以下「議会」という。)は、明和町(以下「町」という。)の意思決定機関として、町長との二元代表制の役割を積極的に果たす責任がある。

このため議会は、議会と議員の活動原則を定め、町民や町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)との関係を明確にし、高い倫理観と強い使命感を持って職務に取り組み、町民の負託に応えなければならない。

議会改革の継続・発展に向け、公正性と透明性を確保し、町民の声を活かす「開かれた議会」を町民と共に築くため、議会と議員の規準となる「明和町議会基本条例」をここに制定する。

### 【解説】

明和町議会は、公正性と透明性を確保し、持続可能な地域づくりを目指すため、令和5年3月に「議会改革特別委員会」を立ち上げ、議会改革の指針となる「明和町議会基本条例」を制定しました。

前文は、現在の課題から今後の明和町議会のあるべき姿・理念を示しています。

### 用語解説

#### 二元代表制

国とは異なり、地方公共団体は憲法第93条第2項の規定により、首長と議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度となっており、これを二元代表制といいます。二元代表制では、執行機関としての首長と議決機関としての議会がそれぞれ住民代表として、その権限を担い、相互の抑制と調和により行財政運営を行います。

#### 町長その他の執行機関

教育委員会や農業委員会事務局など、議会に対し執行を提案する権限のある機関のことを言います。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の役割を明確にし、議会と議員活動の活性化と充実に努め、町民から信頼される、時代に即した議会となるよう、基本的事項を定めることで、町の発展に寄与することを目的とする。

#### 【解説】

この条例は、これまで明確に定められていなかった議会と町民や町長等との関係、議会・議員の在り方を明らかにし、時代に即した議会となるよう、基本となるべき事項を定め、町の発展に寄与することを目的としています。

## 第2章 議会と議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、町の意味を最終決定する場であることを自覚し、公平公正な議決を行うため、次に掲げる原則に基づいて、積極的に活動する。

- (1) 行財政全般を理解し、町民に適切な運営が行われているか監視・調査・評価を行う。
- (2) 過去の実績・現在の状況・将来の見通しを適正に分析し、政策立案・提言・提案等を行う。
- (3) 政策等に対する論点・争点を明確にし、議事機関として、十分な討議・審議を尽くす。
- (4) 個々の地域の課題を的確に収集・把握し、町全体の利益に資するよう、取り組む。
- (5) 本会議・常任委員会・特別委員会(予算・決算も含む。)・全員協議会を原則公開する。
- (6) 感染症のまん延防止措置の観点等から開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、オンラインでの開催及び出席することができる。
- (7) 議会のDXを推進し、運営の効率化を図るとともに、ソーシャルメディア等多様な手段を活用し情報の公開をする。

#### 【解説】

議会は、町民の代表機関であり、町の意味を最終決定する場です。議会は、行財政全般を理解し、適正に分析し、十分な討議・審議を尽くした上で、町全体の利益に資する公平公正な議決を行うため、7つの活動原則を制定しました。

議会の会期について、定例会・臨時会の区分を設けず、期間をなくす形態の通年議会の導入についても、今後の議会運営委員会や特別委員会などで検討していきます。

#### 用語解説

##### 常任委員会

議案等を詳しく審査するために設置されています。議会には、総務産業常任委員会・教育厚生常任委員会の2つがあり、明和町議会委員会条例で規定しています。

##### 特別委員会

特別に審議が必要な案件がある場合に議会の議決をもって設置されます。現在は、議会だより編集特別委員会・議会改革特別委員会等があり、明和町議会委員会条例で規定しています。

##### 全員協議会

町政に関する重要な事件や議会内部の事項について報告・協議するため、必要に応じて開かれる、全議員で行う会議です。

##### DX (デジタルトランスフォーメーション)

デジタル技術を活用し、利便性やサービスの質を高めることです。

##### ソーシャルメディア

インターネットを利用して誰もが手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向メディアツールのことです。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、町民の負託を受けた立場であることを自覚し、次に掲げる原則に基づいて積極的に活動する。

- (1) 議員に求められる政治倫理と品位を心掛け、常に自覚ある行動に努める。
- (2) 町民や地域が抱える多様な意思や問題点、町等からの情報の収集に努める。
- (3) 町の発展・町民福祉の向上を目指し、情報の発信に努める。
- (4) 議員相互を尊重した活発な自由討議を行い、民主的な議会運営に努める。
- (5) 町民の信頼に応えるため、調査研究に励み、自己啓発に努める。

**【解説】**

議会が責務を果たすためには、その構成員である議員個々の政治倫理・品位・自覚ある行動が求められます。この条項では、明和町議会議員としてふさわしい活動を積極的に行うことを定めています。

### 第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、広聴活動を通じ、町民や地域からの議会・町政に関する要望や提言の把握と反映に努める。

- 2 議会は、町民の評価が的確に行われるよう、情報の透明性を高め、複数の媒体で議会の活動を定期的に配信し、広報活動の充実を図る。
- 3 議会は、町民や地域及び各種団体等との意見交換の場を設け、情報の共有を図り、説明責任を果たすとともに、課題解決に向けた提案を行う。
- 4 議会は、請願・陳情を町民等からの政策提案と位置づけ、提案者の意見聴取等、町民参加の機会を積極的に設ける。
- 5 議会の災害への対応は、明和町議会災害対策本部設置規程(平成25年明和町訓令第1号)で定める。

**【解説】**

議会は、町民や地域からの要望や提言の把握と反映、町民や地域への情報共有や説明を行う必要があります。この条項では、広聴・広報活動等を通じた町民参加の機会及び町民との連携について定めています。今後、議会モニター制度の導入も検討していきます。

**用語解説**

議会モニター制度

町民の意思や提言を議会運営に反映させることで、町民参加の議会を推進する制度のことです。

### 第4章 議会と町長等の関係

(議会及び議員と町長等の関係)

第5条 議会は、町長等との緊張ある関係の保持に努め、権能の違いを生かし、適正で効率的な行財政運営が行われているかを監視・調査・評価を行う。

- 2 議員と町長等の一般質問は、一問一答方式で行い、行財政上の論点・争点を明確にすることに努める。
- 3 町長等は、一般質問・常任委員会・特別委員会(予算・決算含む。)における質問に対して議長又は委員長の許可を得たのちに反問することができる。

### 【解説】

この条項では、議会及び議員と町長等との関係を定めています。一般質問における一括質問・一括答弁は、論点・争点が曖昧になる恐れがあり、これらを明確にするために一問一答方式で行うことを規定しています。

町長等が質問の趣旨や議員の考え方の確認を行うための反問権を位置づけています。

### 用語解説

#### 一般質問

特定の議案とは関係なく、当該団体の行財政全般について、原則として口頭で見解を求めることです。

#### 一問一答方式

一問ごとに質問者（議員）が質問し、それに対して、答弁側（町長や町の職員）が答えたりすることです。

#### 反問

議会の会議において、議員（委員）からの質問や質疑の趣旨・内容・背景・根拠・考えなどを確認するため、町長や町の職員が、議員（委員）に質問することです。

（町長等による政策等の説明）

第6条 議会は、町長等が議会に政策等を提案するとき、議会審議の水準を高めるため、政策等について、次に掲げる項目の説明を求めることができる。

- (1) 必要性
- (2) 提案に至った経緯
- (3) 他自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画等との整合性
- (5) 国・県・広域行政の政策等との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来負担と効果
- (8) 町民参加の有無

### 【解説】

議会は、執行側の単なる追認機関であってはならず、政策等について十分な資料をもとに審議する必要があります。

町長等は、政策等に対する審議水準を高めるため、提案に至った根拠となる、この条項に掲げた8項目を議会に提供することを規定しています。

### 用語解説

#### 追認機関

同意するだけの機関のことです。

（予算・決算における政策等の資料の提出）

第7条 議会は、町長等に対し、予算・決算の審議に当たって、あらかじめ提出されている資料のほか、前条の規定に準じ、より詳細な資料の提出と説明を求めることができる。

**【解説】**

町長等は、予算・決算を付議するに当たって、前条同様に審議を深められるよう、詳しい資料を議会に提供することを規定しています。

(政策等に対する提言・提案機能の向上)

第8条 議会は、政策等の適否を判断する観点から、執行における論点・争点を明確にするとともに、議案修正等の提言・提案を行い、執行後の政策評価に資する審議に努める。

**【解説】**

政策等に対し、批判・反論だけではなく、行政を合理的、効率的に進めるため、修正等の提言・提案・評価を行うことこそが町全体の利益に資するという議会の考えを示しています。

(議決事件の拡大)

第9条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議事機関としての機能を強化するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)(以下「法」という。)第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を拡大することができる。

2 議会の議決すべき事件については、明和町議会の議決すべき事件を定める条例(平成23年明和町条例第24号)で定める。

**【解説】**

法第96条第1項では、予算や条例などの議決すべき事件が定められていますが、同条第2項では、その議会の議決すべき事件について独自に効果的に拡大することができるように定めています。

これは、第1項の内容をより積極的に関与することにより、監視機能等の強化することで、議会の充実を図ることを目指すものです。

## 第5章 議会運営と議会機能の発揮

(自由討議の原則)

第10条 議会は、合議体として、議員間の自由で公平な討議を保証する。

2 議員は、相互を尊重した活発な討議を経て、政策等の提案を積極的に行い、合意形成を図ることに努める。

3 議会は、専門的知見及び経験を有する者等と連携し、見識を討議に反映させるため、必要に応じて協力を求めることができる。

**【解説】**

議会が、複数の構成員が協議によって決定される組織体である合議体としての機能を高めていくために様々な場面で議員間の討議を実施できることを定めています。

自由討議を通じて政策立案機能を強化していきます。

(研修の充実)

第11条 議会は、議員の政策等の立案や議会運営の能力を高めるため、研修の充実強化に努める。

2 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を全議員で行う。

**【解説】**

議会は、議会主催による研修会のほか、議長会等が主催する各種研修会への参加機会の確保を図ります。

また、一般選挙後、新議員を含め研修を行い、第20条に基づき、この条例の見直しを行います。

## 第6章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第12条 議会は、不断の議会改革を推進するため、全議員で構成する議会改革特別委員会を必要に応じて設置する。

2 議会は、時代に即した議会の在り方についての調査研究を行い、必要な改革のための活動計画を毎年作成する。

3 議会活動を適正に評価し、年に一度町民に公表する。

**【解説】**

必要に応じて議会改革特別委員会を開催し、時代に即した議会となるよう、調査研究を行い、これに基づく活動計画を作成し、議会活動の評価を行い、議会広報誌やソーシャルメディア等を活用し町民に公表します。

## 第7章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会及び議員の政策等の立案・調査監視機能を高めるため、議会事務局の体制強化に努める。

**【解説】**

議会の円滑な運営と政策等の立案・調査監視機能を高めるため、議会事務局の法務機能の強化・組織としての体制整備が求められています。

## 第8章 議員の政治倫理及び待遇

(政治倫理)

第14条 議員は、町民の代表として、常に政治倫理の向上に努める。

2 議員の政治倫理については、明和町議会議員政治倫理条例(平成11年明和町条例第20号)で定める。

### 【解説】

議員は、議会活動以外にも様々な活動を行っていますが、常に町民の代表として、自らの役割を深く自覚し、高い倫理観を持って行動するように努め、町民からの信頼を深める必要があります。

議員の政治倫理については、明和町議会議員政治倫理条例で別に定めています。

### 用語解説

#### 政治倫理

政治家が持っていないとあってはならない規範で汚職や不正などを許さないという道徳心を言います。

### （議員定数）

第15条 議員定数の改正に当たって、行財政の現状と課題・将来の予測と展望について十分に考慮する。

2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、議員定数の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出する。

3 議員定数は、明和町議会議員の定数を定める条例(平成14年明和町条例第16号)で定める。

### 【解説】

議員定数は、明和町議会議員の定数を定める条例で定めていますが、その定数の改正に当たっては、行財政の視点からだけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望について十分に考慮し、議会が持つ権能を十分に発揮できる体制が図られるよう、検討することとしています。

議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、町民への説明責任を果たすため、委員会又は議員が明確な改正理由を付して提出します。

### （議員報酬）

第16条 議員報酬の改正に当たって、行財政の現状と課題・将来の予測と展望について十分に考慮する。

2 議員報酬の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、議員報酬の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出する。

3 議員報酬は、明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和33年明和町条例第14号）で定める。

### 【解説】

議員報酬は、明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めていますが、議員定数と同様に、その改正に当たっては、行財政の視点からだけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望について十分に考慮し、議会が持つ権能を十分に発揮できる体制が図られるよう、検討することとしています。

議員報酬の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、町民への説明責任を果たすため、委員会又は議員が明確な改正理由を付して提出します。

### （議員報酬の減額）

第17条 議員が長期にわたり議会活動ができない場合は、議員報酬の減額を行う。

2 議員報酬の減額については、明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定める。

### 【解説】

議員が得た報酬を自主的に返納することは公職選挙法第 199 条の 2 で禁止されている寄附に該当するため、長期間議会活動ができない議員の議員報酬については、その期間に応じ減額ができるように明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例で定めています。

## 第9章 最高規範性及び見直し

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例・規則・規程等の制定・改廃を行う場合において、この条例の趣旨を尊重し、従わなければならない。

2 議会は、日本国憲法・法律及びその他の法令を遵守し、この条例に照らして運用しなければならない。

### 【解説】

この条例が明和町議会における最高規範であること、ならびに他の条例との関係を定めています。

また、憲法や法律における議会に関する条項の解釈についても、地方と国が対等・同格であることから、必ずこの条例に沿った判断をすることを規定しています。

(見直し)

第19条 議会は、社会情勢の変化を踏まえ、この条例の目的が達成されているかを2年に一度、全議員で検証し、改正が必要と認められる場合には、適切な措置を講ずる。

### 【解説】

明和町議会は、時代に即した基本条例とするべく、一般選挙後と議会役員改選後の2年に1度、第11条に定めた研修をもとに、検証を行ったうえで条例を見直し、必要に応じ改正・改定を行います。それ以外でも適宜見直し改正・改定を行い、よりよい基本条例にしていくことに努めます。

## 第10章 補則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。